

保育課（塩川保育園） エアコン購入仕様書

1. 名 称 塩川保育園保育室エアコン設置

2. 設置場所 塩川保育園保育室

3. 納入期限 令和8年1月23日まで

4. 機器詳細仕様

以下に示す性能等と同等品またはそれ以上の性能の機器を納入すること。

納入台数	1	
(1) 冷房能力（参考）	・冷房最大能力	9.0kw
	・暖房機能	有
	・通年エネルギー消費効率（APF）	5.5
(2) 設置台数	1	
(3) 電源	単相200V（60Hz）	
(4) 参考機種名	MSZ-ZXV9026S （同等品可）	
(5) 既設機種名	CS-F565C2-W	

5. 設置の詳細

(1) 納入の際に発生する、取付・配管・電気・付属品等に係る材工経費及び廃棄物の処理に係る経費は、すべて受注業者の負担とする。

(2) エアコンの設置

① 室内機

- ・室内機は壁掛型とし周辺設備等に干渉及び送風が直接当たらない位置に設置する。
- ・設置には、機器荷重に耐える固定金具を使用し、強固に取付け、落下事故等がないようにする。

② 室外機

- ・園の要望に応じた位置に設置すること。
- ・室外機の周囲には適切な離隔の確保し、建物壁面からの突出を最小限にする。
- ・据付は、水平に不陸調整を行い陥没の無いようにするとともに、長物の基礎ブロックを使用するなど転倒防止を確実にすること。
- ・園児が触れる可能性がある箇所への設置の場合、室外機カバー等をつけること。

(3) 配管等

① 冷媒配管

- ・配管は、つまづきの防止をするとともに、強固に取付けて落下防止を行う。
- ・配管は空調用被覆銅管を用い、露出部分は化粧カバー等により保護する。
- ・配管接続は必ず気密試験を行い、ガス漏れがないことを確認後、高真空蒸発脱水処理を行う。

② ドレン配管

- ・ 硬質塩化ビニル管を用い、配管完了後は結露、水漏れがないことを確認する。
- ・ ドレン配管の雨水管への直結接続は原則として禁止する。

③ 電気配線

- ・ 室内機と室外機との連絡配線は冷媒配管共巻きとする。
- ・ 既設コンセント等が無い場合は配線を行う。
- ・ 機種に対応する電源を設置すること。
- ・ 配線は目立たないように目隠し等を施すこと。

④ 配管穴

- ・ 原則既存の配管穴を再利用すること。ただし、配管穴の再利用が困難な場合等は、事前に担当者へ報告の上、下記6 (2) ⑥に記載のとおり適切な対応を行うこと。

6. 設置に係る注意事項（別紙2の特記事項も要確認）

設置及び処分等にあたっては、関係法令に基づき適正に処理すること。

(1) 現地確認

- ① 入札書(見積書)提出前に、担当者立会いのもとに現地確認を行い、増工に係る経費等が生じないように設置一式に係る費用を正確に見積もること。
- また、既設コンセント等が無い場合に行う配線の確認及び費用を含めて見積もること。

(2) 設置関係

- ① 詳細な設置位置及び設置日時は、担当者と協議のうえ、決定するものとする。
- ② 電気工事部分の取付者は電気工事免許を所有し、かつ電気工事事業者登録等がしてあること。また、設置後、完了報告書に登録電気工事事業者登録番号等、工事担当者氏名・電気工事士番号を記載すること。
- ③ 接地工事は、現状を確認の上、必要な場合は実施すること。
- ④ 担当者立会いの下に設置を行うこと。
- ⑤ 設置の完了後、エアコンが支障なく稼働することを確認すること。
- ⑥ 石綿関連法及び労働安全衛生法等に基づき適切に対応をすること。
- ⑦ 室内機下部に業者名と連絡先の分かるシールを貼付すること。

(3) 設置に伴う既存不用品撤去及び処分

- ① 既存の室内機・室外機・配管・その他の不要品の撤去及び処分費については、すべて受注業者の負担とする。
- ② 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年6月22日第64号）等に基づき適正に処分・破棄すること。また、受注者よりこれを証する書類を求められた場合は、速やかに関係書類を提出すること。

7. その他

(1) 見積書の内訳について

- ① 見積書への記載は機器代と配線等にかかる工事費は配線工事等一式とし、明確に分かるように記載すること。

8. 仕様及び設置についてのお問い合わせ先

仕様について	保育課	担当：村山	TEL 0268-23-5132
設置場所について	塩川保育園	園長：柳澤	TEL 0268-35-0034